

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日がと日)

上げ、第九条中「別記様式第三の」を削り、「知事」を「行政書士会」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録事項等)

第九条 法第六条第一項の知事の定める事項は、次に掲げるものとする。

一 本籍地

二 登録番号及び登録年月日

三 行政書士試験の合格番号及び合格年月日(法第二条第二項各号の資格を有する者については、その資格)

2 行政書士名簿には、法第六条第一項及び前項の登録事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 補助者の住所及び氏名

二 法第十四条第一項の規定による業務の停止の処分があつたときは、その旨及び年月日

三 その他知事が必要と認める事項

第十一条から第十三条までを削り、第十四条中「別記様式第六」を「別記様式第三」に改め、同条を第十条とし、第十五条を第十一条とし、第十六条中「別記様式第七」を「別記様式第四」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(会員に関する定例報告)

行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「行う」を「行なう」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次に掲げる」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条及び第八条を一条ずつ繰り

一 登録番号及び登録年月日

行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「行う」を「行なう」に、「但し」を「ただし」に、「左の」

を「次に掲げる」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条及び第八条を一条ずつ繰り

一 登録番号及び登録年月日

二 補助者の住所及び氏名

三 その他知事が必要と認める事項

第十七条を削る。

別記様式第三、別記様式第四及び別記様式第五を削り、別記様式第六を

別記様式第三とし、別記様式第七を別記様式第四とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第三号(三)中「又は第五項」を削り、「登録の取消し」を「業務の禁止」に改める。

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第二号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)及び(五)を二つ繰り上げる。

(鳥取県手数料徴収規則の一部改正)

3 鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

二 削除

告 示

鳥取県告示第二百二号

公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第九条第二項の規定による公共用海域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の規定をあてはめる水域を、次のとおり指定する。

昭和四十八年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

類型	水 域	環境基準の達成期間
域	次の基点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域（美保湾甲）	直ちに達成する。
基点一	境港市昭和町境港防波堤燈台	
基点二	基点一から一四八度三〇分四三〇メートルの地点	
基点三	基点二から一八〇度一五〇メートルの地点	
基点四	基点三から二三〇度一、二〇〇メートルの地点	
基点五	基点四から二四度六〇〇メートルの地点	
基点六	基点五から一六九度六〇〇メートルの地点	
基点七	基点六から一五四度三〇分一、一八〇メートルの地点	
基点八	基点七から二六〇度三五〇メートルの地点	
基点九	基点八から二四五度一、四〇〇メートルの地点	

海 域		類型 基準 値	海 域
B	A		
7.8以上	7.8以上	水素イオ ン濃度 (PH)	島根県八束郡美保関町の地蔵崎から鳥取県西 伯郡名和町の阿弥陀川河口右岸を結ぶ線及び 陸岸により囲まれた海域であつて、美保湾甲
8.3以下	8.3以下	化 学 的 酸 (COD)	及び境水道の海域を除いたもの(美保湾乙)
3ppm以下	2ppm以下	溶存酸素量 (DO)	
5ppm以上	7.5ppm以上	大腸菌群数	五年以内で可及的す みやかに達成する。
	1,000MPN $100ml$ 以下	(物キ ノ油質サル 分量ンマ 等) 抽出 へ	
検出されな いこと。	検出されな いこと。		

備考 類型の基準値は、次の表のとおりである。

トルの地点